

第2次山梨県食の安全・安心推進計画に係る主な取り組み(平成30年度)

:H30の新規、拡充の取り組み :引き続き実施の取り組み

基本的事項	施策	取組事項	平成30年度の主な取り組み	関係課室	
1 監視指導等に基づく「生産」から「消費」に至る食品の安全性の確保	(1) 監視的的確な実施と指導の充実 (第14条)	農畜水産物等の生産段階における安全性の確保	残留農薬、放射性物質等の検査(出荷前農産物、野生きのこ、流通農産物・加工品)	農業技術課、畜産課、 林業振興課 等	
		製造・加工・調理段階における安全性の確保	食品衛生監視指導計画に基づく監視指導 給食食材の放射性物質検査	衛生業務課、私学・科 学振興課 等	
		流通・販売段階における監視指導等の実施	食品衛生監視指導計画に基づく監視指導	衛生業務課	
	(2) 生産者の自主的な取り組みの促進 (第16条)	生産工程管理に関する手法の普及	国際水準GAPの認証取得支援 やまなしGAPの普及 HACCP導入支援	農業技術課、畜産課	
		環境に配慮した減化学合成農薬、減化学肥料の取 組みの推進	農薬危害防止運動の実施、有機農業実施団体への活動支援 等	農業技術課 等	
	(3) 事業者の自主的な取り組みの促進 (第17条)	HACCPの考え方を取り入れた自主管理体制の促進	食品衛生監視指導計画に基づいて実施 等	衛生業務課 等	
		食品衛生に関する最新知識の普及	食品衛生監視指導計画に基づいて実施	衛生業務課	
	(4) 消費段階における安全性の確保 (第6条、25条)	消費者への普及啓発、学習機会の提供	各種広報媒体やイベントを通じた情報提供 山菜教室、きのこ鑑定会等の開催	消費生活安全課、森 林環境総務課 等	
	2 食品に関する正確な 情報の提供	(1) 情報の収集・提供の推進 (第19条、28条)	各種媒体やイベントの活用による情報提供の推進	各種広報媒体やイベントを通じた情報提供	消費生活安全課
			食の安全・安心に係る各種相談や危害情報の受付	食品安全110番、県民生活センター等関係機関における受付	衛生業務課、消費生 活安全課 等
(2) 適正な食品表示の確保 (第20条)		関係法令に基づく食品表示の監視指導の実施	食品衛生監視指導計画に基づく監視指導 関係機関と連携した食品合同調査 食品表示法完全施行を踏まえた説明会を関係部局と連携の上開催	衛生業務課、消費生 活安全課	
		県民参加による食品表示監視の推進	食品表示ウォッチャーからの疑義情報に基づく改善指導の徹底	消費生活安全課	
(3) 食の安全に向けた普及啓発 (第19条)		食の安全・安心に関する知識の普及	きのこ鑑定会の開催 保元土、栄養土に対する研修の拡充(食育・アレルギーに関する研修会の開催)	森林環境総務課、子 育て支援課 等	
3 関係者間の相互理解 の増進、信頼関係の構 築	(1) 生産者・事業者における情報の記録・ 保存の促進(第18条)	生産者における情報の記録・保存の促進	農業適正使用の啓発 生産者への巡回指導	農業技術課、畜産課	
		事業者における情報の記録・保存の促進	食品衛生監視指導計画に基づく監視指導	衛生業務課	
		各種トレーサビリティ制度の運用	HPIにおける県産牛肉情報の掲載 等	畜産課、消費生活安 全課	
	(2) 相互理解の増進 (第22条)	生産者・事業者と消費者とのコミュニケーションの促進	食の安全・安心を語る会、有機農業アカデミー、フェスタまきばの開催	消費生活安全課、農 業技術課、畜産課	
	(3) 食育及び地産地消の推進 (第25条)	食育の推進	やまなし食育フェスタ、食育推進シンポジウムの開催 食品ロス削減啓発活動の実施	消費生活安全課、ス ポーツ健康課 等	
		地産地消の普及啓発	県内発行のフリーペーパーに、農産物直売所のイベント情報等を掲載 県産品フェア、特用林産品フェア等の開催	販売・輸出支援室、林 業振興課 等	
		学校給食における県産食材の活用促進	県内の先進的事例の紹介 等	スポーツ健康課、畜産 課 等	
	(4) 食の安全・安心推進月間 (第23条)	啓発事業の実施	食の安全・食育推進大会の開催	消費生活安全課	
	(5) 認証制度の推進 (第24条)	各種認証制度の運用	山梨県農産物等認証制度等の運用 富士の国やまなしの逸品農産物認証制度の運用	果樹・6次産業振興課 販売・輸出支援室	

基本的事項	施策	取組事項	平成30年度の主な取り組み	関係課室
	(6) 原産地に関する情報の提供の充実 (第21条)	消費者の合理的な選択に必要な原産地に関する十分な 情報提供の促進	広域・地域店舗における加工食品の詳細表示の実態調査と制度の啓発、指導(5種類)	消費生活安全課
4 食の安全・安心を総合的に推進するための体制整備	(1) 人材の育成 (第11条)	実践的かつ専門的な知識を有する人材の育成	調理師、食生活改善推進員等を対象とした研修会の開催 農業管理指導士、農業適正使用アドバイザー認定講習会の開催	健康増進課、農業技術課 等
		地域の活動主体となる人材の育成	食育推進ボランティア養成講座の開催、イベント等での普及啓発	消費生活安全課
	(2) 調査研究の推進 (第15条)	食品衛生確保のための調査研究	食品衛生監視指導計画に基づいて実施	衛生業務課
		安全・安心な農林畜水産物生産を目指した調査研究	試験研究機関による栽培方法等の研究	農業技術課、花き農水産課 等
	(3) 危機管理体制の整備等 (第10条)	山梨県食の安全・食育推進本部	緊急事態発生時の迅速な対応	消費生活安全課
	(4) 健康被害の未然・拡大防止のための各種措置(第26条～30条)	出荷の制限	該当食品が確認された場合の速やかな実施	消費生活安全課
		自主回収報告の義務づけ	自主回収着手、終了時における迅速な情報提供(HP)	消費生活安全課、衛生業務課
		危害情報の申出	必要に応じて対応	衛生業務課 等
		立入検査、措置勧告	必要に応じて対応	消費生活安全課
	(5) 国、関係者との連携・協働の推進 (第9条、12条、13条、31条～33条)	国、市町村等との連携等	国と連携した食品表示合同調査	消費生活安全課
消費者団体、NPO法人、ボランティア団体等との連携・協働		栄養なんでも相談事業の実施、やまなしNPO情報ネットの活用 等	健康増進課、県民生活・男女参画課 等	
県民の意見反映		食の安全・安心審議会の開催	消費生活安全課	